入札説明書

福岡県が委託する管内一円（福岡県土整備事務所前原支所）道路巡視業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記６に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１　公告日

令和 8 年 11 月 4 日（水）

２　競争入札に付する事項

（１）委託業務の名称

管内一円（福岡県土整備事務所前原支所）道路巡視業務委託

（２）委託業務の委託期間

契約締結日の翌日から令和１１年３月３１日まで

（うち、業務の履行期間：令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで）

（３）委託業務履行場所

糸島市

３　業務の仕様等

別紙「道路巡視業務仕様書」、「道路パトロールカー仕様書」、「設計書」及び「図面」のとおり

４　入札参加資格

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月 16 日福岡県告示第 244 号）」に定める資格を得ている者〔競争入札参加資格者名簿（物品・サービス関係）登載者〕

５　入札参加条件

令和 8 年 11 月 16 日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

（２）「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。

（３）福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和 54 年 9 月 22 日総務部長依命通達）第 7 条第 2 項の規定に基づく措置期間中でないこと。

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（５）令和 8 年度競争入札参加資格者名簿（物品・サービス関係）において、業種品

目が 13-03（ビル清掃管理）又は 13-11（その他）で、格付が AA 等級であること。

（６）福岡県内に本店を有し、取引希望地区が全県又は福岡地区であること。

（７）主任技術者として、下記のア又はイを有する者を配置可能であること。

ア　技術士（（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」）又は（建設部門）に限る）、１級土木施工管理技士又は２級土木施工管理技士

イ　国、地方公共団体（公社含む）又は高速道路株式会社が発注した下記の(ｱ)又は(ｲ)に従事した経験を有する者

(ｱ)　道路巡視業務（ただし、管理者（監理技術者、主任技術者、現場代理人又は管理技術者）として従事した業務に限る）

(ｲ)　道路の建設若しくは維持管理に関する工事又は業務　（ただし、10 年以上従事した経験を有する者に限る）

（８）道路巡視員として、下記のアかつイを満たす者を、常時４人以上配置可能であること。

ア　普通自動車を運転できる運転免許証を取得している者（ただし、運転経験が 2 年以上の者に限る）

イ　下記の(ｱ)又は(ｲ)を有する者であること

(ｱ)　技術士（（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」）又は（建設部門）に限る）、１級土木施工管理技士又は２級土木施工管理技士

(ｲ)　国、地方公共団体（公社含む）又は高速道路株式会社が発注した下記の a 又は b に従事した経験を有する者

a　道路巡視業務

b　道路の建設若しくは維持管理に関する工事又は業務

（９）道路パトロールカーを２台以上配備可能であること。

６　当該契約に関する事務を担当する部局の名称

（１）入札手続きに関すること

福岡県 福岡県土整備事務所 総務課 総務係

〒812-0053 福岡市東区箱崎 1-18-1　　電話番号 092-641-0161

（２）仕様等に関すること

福岡県 福岡県土整備事務所 前原支所 工務課

〒819-1112 糸島市浦志 2-3-1　　電話番号 092-322-2962

７　入札参加申込み

（１）提出書類

ア　入札参加申請書

イ　配置予定主任技術者の資格及び実務経験等調書　〔５（７）関連〕

ウ　誓約書（道路巡視員及び車両）　〔５（８）及び（９）関連〕

（２）提出場所

６（１）の部局

（３）提出期限

令和8年11月16日（月）17時

（４）提出方法

６（１）へ持参又は郵送すること。

郵送の場合は、書留郵便により令和8年11月16日（月）17時までに必着のこと。（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）には受領しない。）

（５）その他

ア　入札参加の申し込みをしない者は、入札に参加できない。

イ　提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ　提出書類は、本県において無断で他の目的に使用しないものとする。

エ　提出書類は返却しない。

８　入札参加確認通知

入札参加の可否は令和8年11月30日（月）までに通知する。

９　入札に参加できないと決定した者に対する理由の説明

（１）競争参加資格がないと決定された者は、競争参加資格がないと決定された理由について説明を求めることができる。

（２）（１）の説明を求める場合には、令和8年12月8日（火）17時までに書面（様式自由）を提出して行わなければならない。（ただし、県の休日は除く。）

（３）書面は郵送又は持参するものとする。

（４）説明を求められたときは、令和8年12月16日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

（５）（２）書面の提出先は６（１）の部局とする。

１０　仕様等に関する質問及び回答

（１）質問書の受付

仕様等に対する質問がある場合には、次のとおり書面により提出すること。なお、書面は受付場所への持参又は郵送により提出すること。（電送によるものは受け付けない。）

ア　場所

６（１）の部局とする。

イ　期間

令和8年11月5日（木）から令和8年11月30日（月）までの県の休日を除く毎日、9時から17時まで

（２）質問書に対する回答

質問書に対する回答は、福岡県庁ホームページに掲載する。

期間　令和8年12月2日（水）から令和8年12月18日（金）まで

１１　入札

（１）日時

令和8年12月18日(金) 14時00分

（２）場所

福岡県 粕屋総合庁舎 入札室（４階）

（３）入札の方法

ア　入札者は入札書を直接持参すること。

イ　代理人が入札に参加するときは、委任状（別紙様式）を提出し、入札書には、会社名及び代表者名と代理人の氏名を併記すること。(押印不要)

（４）入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積金額（年額ではなく、令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの履行期間に係る見積金額。以下同じ。）の 110 分の 100 に相当する額を入札書に記載すること。

１２　開札

（１）開札は、入札終了後、直ちに１１（２）で行う。

（２）開札をした場合において、落札者がないときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により再度の入札を行う。再度の入札は、直ちにその場で行う。

なお、再度の入札を行う場合において、１５に規定する無効入札をした者は、これに加わることができない。

（３）再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札で有効な最低価格の入札書を提出した者と随意契約を行うことがある。

１３　入札保証金

（１）入札保証金の納付

見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を入札の際に、納付又は提供すること。

（２）入札保証金の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上の保険金額とし、開札の日から 14 日間（県の休日を除く。））を締結し、その証書を提出する場合、又は、過去 2 年の間に地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 件以上誠実に履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

イ　アの「規模をほぼ同じくする契約」とは、見積金額（24 か月分）の内、12 か月分に相当する金額の 2 割に相当する金額より高い金額（契約が複数年にわたる場合は、12 か月分相当金額）の契約とする。

ウ　アの「誠実に履行したことを証明する書面」の提出期限は、令和 8 年 12 月 11 日（金）とする。

１４　契約保証金

（１）契約保証金の納付

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

（２）契約保証金の免除

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上の保険金額とし、契約締結の日から令和 11 年 3 月 31 日までを保険期間とするもの）を締結し、その証書を提出する場合、又は、過去 2 年の間に地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 件以上誠実に履行したことを証明する書面を（当該発注者が交付した証明書）提出する場合。

イ　アの「規模をほぼ同じくする契約」とは、契約金額（24 か月分）の内、12 か月分に相当する金額の 2 割に相当する金額より高い金額（契約が複数年にわたる場合は、12 か月分相当金額）の契約とする。

１５　入札の無効

次の入札は無効とする。

（１）金額の記載がない入札

（２）法令又は入札に関する条件に違反している入札

（３）同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

（４）所定の場所及び日時に到達しない入札

（５）入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明しない入札

（６）入札保証金が１３（１）に規定する金額に達しない入札

（７）金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

（８）入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む）及び虚偽の申請を行った者がした入札

１６　最低制限価格の有無

無

１７　落札者の決定方法

（１）予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

１８　その他

（１）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約書の作成を要する。

（３）入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報その

他県の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。

（４）暴力団排除の徹底及び適正な労働条件を確保するため、落札者は、契約の締結にあたっては別紙「誓約書」を提出すること。なお、別紙「誓約書」を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

（５）なお、令和９年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、県は本契約を解除することができる。